

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月30日
【事業年度】	第24期（自平成24年6月1日至平成25年5月31日）
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第20期 平成21年5月	第21期 平成22年5月	第22期 平成23年5月	第23期 平成24年5月	第24期 平成25年5月
売上高(千円)	1,077,654	737,952	1,213,080	1,359,448	1,248,610
経常利益又は経常損失( ) (千円)	191,908	255,106	85,057	57,436	47,130
当期純利益又は当期純損失 ( )(千円)	279,132	279,141	131,208	76,905	35,281
持分法を適用した場合の投資 利益又は投資損失( )(千 円)	-	-	12,888	971	1,690
資本金(千円)	779,000	779,125	781,317	785,155	792,971
発行済株式総数(株)	57,870	57,879	58,079	58,429	59,069
純資産額(千円)	1,473,861	1,196,378	1,332,785	1,395,252	1,288,738
総資産額(千円)	1,974,708	1,843,222	1,895,693	1,704,605	1,725,370
1株当たり純資産額(円)	26,909.03	21,811.30	24,198.15	25,126.54	25,387.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- ( )	- ( )	450 ( )	450 ( )	200 ( )
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 ( )(円)	4,962.09	5,095.78	2,389.34	1,393.79	688.08
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-	-	2,350.48	1,357.96	644.60
自己資本比率(%)	74.6	64.8	70.2	81.6	74.3
自己資本利益率(%)	-	-	10.39	5.65	2.64
株価収益率(倍)	-	-	17.79	21.85	100.72
配当性向(%)	-	-	18.8	32.3	29.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	386,525	657,896	406,446	980,342	190,472
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	25,692	19,832	88,439	100,380	24,609
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	220,822	360,936	84,000	456,411	145,300
現金及び現金同等物の期末残 高(千円)	767,594	451,530	213,872	632,832	661,316
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	50 (17)	25 (17)	25 (17)	26 (14)	24 (11)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第20期については当社には関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失は記載しておりません。
4. 第21期に当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の記載を省略しております。
5. 第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 第20期及び第21期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については当期純損失を計上しているため記載しておりません。

## 2【沿革】

年月	事項
昭和62年8月	美術品の業者交換会 親和会 発足
平成元年6月	株式会社親和会設立（東京都中央区銀座七丁目3番13号）
平成2年3月	本社を東京都中央区銀座八丁目5番4号に移転
平成2年7月	古物商の許可を取得（東京都公安委員会許可 第301069001858号）
平成2年9月	第1回 シンワアートオークション 近代日本絵画オークション（現 近代美術オークション）を開催
平成3年6月	商号をシンワアートオークション株式会社に変更
平成12年6月	交換会事業からの撤退
平成12年7月	本社を東京都中央区銀座四丁目2番15号に移転
平成15年12月	本社を東京都中央区銀座七丁目4番12号に移転
平成17年4月	大阪証券取引所ヘラクレス（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場
平成17年9月	大阪営業所（大阪市中央区）を開設
平成21年3月	大阪営業所（大阪市中央区）を閉鎖

### 3【事業の内容】

#### [概要]

当社の企業集団は、当社及び非連結子会社2社（エーベック株式会社及びシンワメディカル株式会社）ならびに関連会社1社（ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED）で構成されています。当社を中心とする企業集団が営む主な事業内容は次のとおりであります。

会社名	主な事業内容
シンワアートオークション株式会社（当社）	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
エーベック株式会社（非連結子会社）	再生可能エネルギー関連事業
シンワメディカル株式会社（非連結子会社）	ファクタリング事業をはじめとする医療機関向け支援事業
ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED （持分法非適用関連会社）	香港での美術品を中心としたオークションの企画及び運営、 美術品売買（主にコンテンポラリーアート）

当社は、美術品を中心としたオークションの企画・運営を行う「オークション事業」及び美術品等の直接取引を希望する顧客を仲介するプライベートセール等を行う「その他事業」を展開しております。

したがって、当社は取扱品目、価額帯及び取引形態別のセグメントから構成されており、「近代美術オークション」、「近代陶芸オークション」、「近代美術Part オークション」、「その他オークション」及び「プライベートセール」の5つを報告セグメントとしております。

#### (1) オークション事業

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part オークションを定期的開催しております。その他、Bags/Jewellery&Watches、ワイン及び西洋美術等のオークションも随時開催しております。

なお、コンテンポラリーアートにつきましては、平成22年5月以降、近代美術オークションもしくは当社の関連会社であるASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDが香港で主催するオークションへ出品しています。

当社は、換金のニーズがある作品保有者（一般の個人コレクター、事業法人、画商、当社オークションへの出品業務を行う特約店等）から出品作品を広く募ります。作品の出品に際しては、当社にて時価を目安とした、落札を成功させるための査定価格を提示し、出品者との協議の上、最低売却価格（リザーブプライス）を設定します。（最低売却価格を設定しない、売り切りとする成行き作品もあり、当該作品はカタログ<sup>\*1</sup>に印で表示しております。）

出品者は、当社と販売委託契約を締結し、当社が開催するオークションへ当社の名をもって出品します。オークションにて、最低売却価格に届かなかった場合、当該作品は不落札となり、出品者へ返却いたします。また、作品の真贋鑑定については権威ある第三者機関に委託しております。

当社は、オークションの開催を通して、販売を委託した出品者の利益の最大化をもたらすとともに、購入希望者にとっても、価格決定プロセスにおいて透明性の高い、公明正大な仕組みを提供しております。当社は購入希望者を国内外から募り、参加者は下見会<sup>\*2</sup>等で作品の状態を直接確認し、自己の判断において、他の参加者との間で競り上げ方式により競り合います。

購入を希望する一般の個人コレクター、事業法人、画商等は、すべて同一条件にてオークションに参加しております。また、オークション当日会場で参加できない方のために、書面買受申出書による入札も受付けております。最終的に、出品者と契約した最低売却価格を超える一番高い金額を提示した参加者が作品を落札する仕組みであります。この一番高い提示金額、つまりは落札価額（ハンマープライス）をベースに落札者からは落札手数料を、出品者からは出品手数料ならびに出品に係る諸費用としてカタログ<sup>\*1</sup>掲載料等<sup>\*3</sup>を徴収しております。また、オークション参加希望者には、各オークションに係るカタログ<sup>\*1</sup>を販売しております。その他、出品者の希望等または営業戦略的に、当社が作品を買取り、当社のオークションに出品する場合もあり、この場合は、落札価額が売上高として計上されます。

（注）\*1：当社オークションでは、作品のカラーカタログをオークション前に作製しております。

\*2：当社オークションでは、全作品を展示する下見会をオークション前に開催しております。

\*3：平成22年2月より有料会員制を導入し、会員から出品があった場合には、カタログ掲載料等に替えて出品費用を徴収しております。

## (2) その他事業

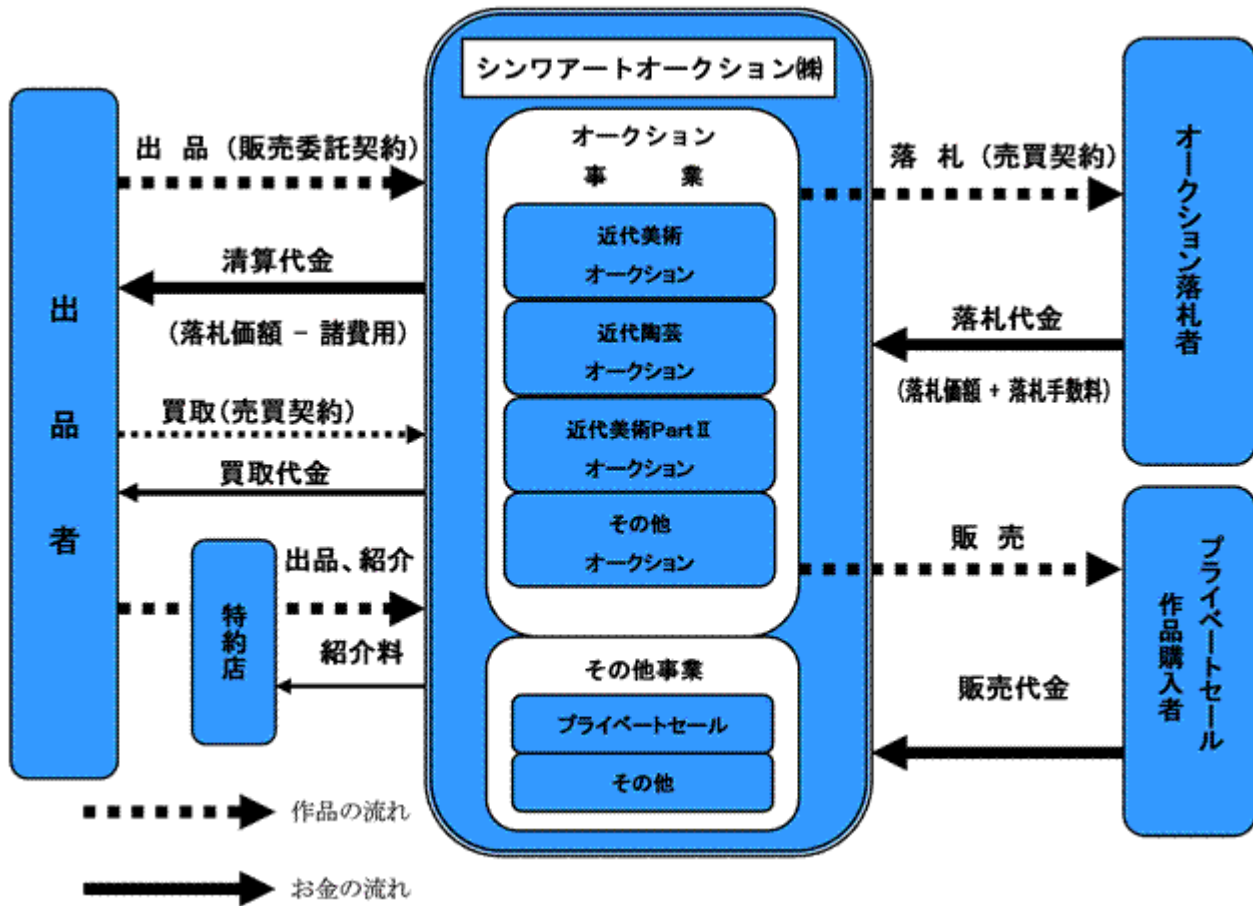
その他事業は、プライベートセールを中心に展開しております。プライベートセールでの販売も、オークション取引と同様に、販売価格をベースに購入者、販売委託者から手数料を徴収する場合と、当社が作品を買取り、その在庫商品を購入希望者に販売する場合があります。その他、貴金属等買取サービスや時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売等があります。

以上のことを一表にまとめて要約すると次のとおりとなります。

事業部門	業務内容
オークション事業	
近代美術オークション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション</li> <li>・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね30万円以上の作品</li> </ul>
近代陶芸オークション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション（一部古美術を含む）</li> </ul>
近代美術Part オークション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション</li> <li>・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品</li> </ul>
その他オークション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランド雑貨、宝石、時計、ワイン、西洋美術等の上記以外のオークション</li> </ul>
その他事業	
プライベートセール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オークション以外での相対取引</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引</li> <li>・貴金属等買取サービス</li> <li>・時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売 他</li> </ul>

## [ 事業系統図 ]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(関連会社) ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	Hong Kong	HKD 8,055,001	オークション開催の企画運営、美術品売買	21.1 (19.0)	役員の兼任 営業上の取引

(注) 議決権等の所有割合の( )内は緊密な者の所有割合で外数であります。

## 5【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成25年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
24(11)	40.7	8.5	5,407,122

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 従業員数は特定のセグメントに区分できないため、セグメント別の従業員数の記載は省略しております。

## (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、年度前半は東日本大震災後の復興需要を背景に緩やかな回復基調にあったものの、米国での財政の崖問題、欧州の債務危機や財政不安、円高の長期化に加え、中国をはじめとする新興国の経済成長の鈍化等の景気の下振れリスクを内包する状況で推移しました。

昨年未の政権交代を機に、一方では、新政権が打ち出した景気対策や金融緩和措置への期待感から、円安・株高基調に転換するなど、企業を取り巻く環境にも明るい兆しが見え始めてきておりますが、他方、長期化する欧州債務危機や中国をはじめとする新興国の経済成長率鈍化を背景とした世界経済の減速が、なお懸念材料となっております。

このような環境にあって、当社は引き続き経営資源を国内オークション事業に集中し、徹底したコスト管理のもと、高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めました。

景気回復への期待感、特に本年に入ってから、当社の主力部門である近代美術オークションにおきましても、その気運の高まりを感じさせる結果となっておりますが、長期にわたる国内景気の先行き不透明感を未だ完全には払拭できない状況にあって、当事業年度中には作品の募集環境に大きな改善は見られませんでした。

当事業年度におきましては、取扱高は3,225,967千円（前年度比8.7%減）、売上高は1,248,610千円（前年度比8.2%減、内商品売上高714,219千円（前年度比9.0%減））となりました。利益面におきましては、営業利益36,806千円、経常利益47,130千円、当期純利益35,281千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

近代美術オークション部門の取扱高<sup>\*</sup>は、1,445,200千円（前年度比8.1%減）、売上高は、424,236千円（前年度比15.3%増、内商品売上高158,695千円（前年度比88.4%増））となりました。作品別には、レオナルド・フジタ「バラを持つ美女達」92,000千円（平成25年3月近代美術オークション）、横山大観「神嶺不二山」52,000千円（平成24年11月近代美術オークション）などの落札がありました。当事業年度も厳しい作品募集環境にあって、積極的な在庫商品の確保に努めましたが、年度前半は出品点数が特に伸び悩み、その結果、出品点数は前年度比15.0%減、落札点数は前年度比10.9%減となりましたが、平均落札単価は前年度比4.9%増と増加傾向にあります。

近代陶芸オークション部門の取扱高<sup>\*</sup>は、304,750千円（前年度比46.1%増）、売上高は、64,248千円（前年度比27.5%増、内商品売上高1,061千円（前年度比80.2%減））となりました。作品別には、加藤唐九郎「あけほの志野」が9,400千円（平成24年6月近代陶芸オークション）、「根来足付鉢」が8,400千円（平成24年9月近代陶芸/古美術オークション）の落札がありました。昨年度に取り扱いを開始した古美術は、当事業年度も2回（平成24年9月、平成25年3月）継続して開催し、加えて出品点数の増加とオークション落札率92.1%という高い実績により、取扱高、売上高が増加しました。

近代美術Part オークション部門の取扱高<sup>\*</sup>は、229,420千円（前年度比6.8%減）、売上高は、61,483千円（前年度比1.3%減、内商品売上高8,733千円（前年度比132.3%増））となりました。オークション落札率は昨年度に続き93.4%と高い実績を維持しており、出品点数も前年度比で11.2%増加しましたが、落札単価の減少（前年度比16.0%減）により、取扱高、売上高ともに減少いたしました。

その他オークション部門の取扱高<sup>\*</sup>は、603,299千円（前年度比13.0%減）、売上高は、150,641千円（前年度比25.3%減、内商品売上高25,438千円（前年度比55.1%減））となりました。当事業年度は、Bags/Jewellery&Watchesオークション5回、西洋美術オークション2回、ワインオークション2回、浮世絵オークション1回、その他オークション2回を開催しましたが、西洋美術オークション（平成24年10月、平成25年4月開催）において取扱高が大きく減少し（167,705千円、前年度比30.7%減）、また特別オークション（当事業年度開催の織田広喜コレクションと昨年度開催の長谷川利行コレクションとの比較）においても取扱高が大きく減少しており（15,335千円、前年度比72.7%減）、これらが当部門の取扱高、売上高減少の主な原因であります。

その他事業の取扱高<sup>\*</sup>は、643,298千円（前年度比21.0%減）、売上高は、548,000千円（前年度比19.1%減）となりました。当事業年度も引き続きプライベートセール及び在庫保有戦略に積極的に取り組みました。また貴金属等の買取サービスは昨年度から継続しており、更に昨年9月にはシンワアートミュージアムにジュエリー&ブランドショップをオープンし、時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売を開始いたしました。昨年度との比較では取扱高、売上高ともに減少いたしました。

（注）\*：取扱高とは、オークション落札価額（ハンマープライス）、プライベートセール及び交換会での取引価額の総称であります。



## (2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローの増加により、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの減少はあるものの、前事業年度末に比べ28,484千円増加し、当事業年度末には661,316千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果獲得した資金は、190,472千円となりました。これは主に売上債権の増加、オークション未収入金の増加による減少はあるものの、前渡金の減少による増加、オークション未払金の増加による増加によるものであります。なお、オークション未収入金・オークション未払金の増減はオークションの開催日程と事業年度末日との関連によるものであります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、24,609千円となりました。これは主に関係会社株式の取得及び有形固定資産の取得によるものであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、145,300千円となりました。これは主に自己株式の取得及び配当金の支払いによるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、主に美術品を対象としたオークション事業運営を行っており、生産実績の記載はしていません。

### (2) 受注状況

当社は、受注生産を行っていませんので、受注状況の記載はしていません。

### (3) 販売実績

	第24期							
	平成25年5月期							
	取扱高 (千円)	前年比 (%)	売上高 (千円)	前年比 (%)	オークション 開催数	オークション 出品数	オークション 落札数	落札率 (%)
近代美術オークション	1,445,200	8.1	424,236	15.3	6	576	516	89.6
近代陶芸オークション	304,750	46.1	64,248	27.5	4	1,171	1,079	92.1
近代美術Part オークション	229,420	6.8	61,483	1.3	6	1,704	1,592	93.4
その他オークション (注)1	603,299	13.0	150,641	25.3	12	3,465	2,758	79.6
オークション事業合計	2,582,669	5.0	700,609	2.7	28	6,916	5,945	86.0
プライベートセール	446,766	10.0	425,281	9.1				
その他	196,531	38.2	122,719	41.3				
その他事業合計	643,298	21.0	548,000	19.1				
合計	3,225,967	8.7	1,248,610	8.2				

(注)1. その他オークションの開催については、出品の状況により随時開催しております。第24期(平成25年5月期)は、Bags/Jewellery&Watchesオークション5回、西洋美術オークション2回、ワインオークション2回、浮世絵オークション1回、その他オークション2回を開催しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第23期 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)		第24期 (自平成24年6月1日 至平成25年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
海外業者(注)4	243,371	17.9	-	-
国内業者(注)4	154,650	11.4	-	-
国内法人(注)4	-	-	214,177	17.2
国内法人(注)4	-	-	209,523	16.8

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 当該顧客がオークションでの落札及びプライベートセールにて作品を購入した金額を記載しており、当該取引は一過性であります。

### 3【対処すべき課題】

昨年末の政権交代後の、政府による一連の経済対策が功を奏し、当社取扱作品の価格は既に上昇の兆しを見せ始めておりますが、他方、出品作品の募集環境が整うまでには至っておらず、規模を伴ったオークション事業環境の本格的な好転までには、まだ一定の時間を要するものと思われまます。

そのような中、当社の主たる事業であるオークション事業においては、「日本近代美術再生プロジェクト」と題し、日本の近代美術の再評価と価値付けを今まで以上に積極的に行ってまいります。当社は、国内において高額で質の高い作品を主力とするオークション会社として業界に広く認知されており、当社がマーケットメーカーとして機能し、安定的な実績を上げることで、市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事が可能であると考えております。また、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を戦略的在庫商品として積極的に確保し、取引を通じて当社が日本の近代美術の再評価と価値付けに時間をかけて取り組んでいくことで、日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を通じて当社の中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また当社は、オークション事業そのものの収益力を強化する一方で、外的要因の影響を比較的受けにくい新規事業により将来にわたる収益の源泉を確保し、中期的な財務上の課題の具体的解決を図ることを目的として、本年4月にエーベック株式会社を子会社化し再生可能エネルギー関連事業を、子会社としてシンワメディカル株式会社を設立し医療機関向け支援事業をそれぞれ開始しております。当社は、引き続き、将来の安定的な収益源となる新たな事業を、様々な事業主体との提携を含め、柔軟な発想で模索してまいります。

### 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載事項は、本株式の投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご注意ください。なお、本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### 1. 当社の沿革について

当社は、欧米では古くから定着している公開の場で誰でも参加できる「オークション」という美術品の新たな取引形態を日本の市場に創造するため、平成元年6月に株式会社永善堂、株式会社表玄、株式会社泰明画廊、みずたに美術株式会社、株式会社平野古陶軒（以下、創業画商）の出資によって株式会社親和会の社名で設立されました。

当初は、美術業者間取引を行うセリ市（以下、交換会）と、美術業者だけでなく一般の美術品愛好家も参加可能なオークションを事業として展開しておりました。平成3年6月に社名をシンワアートオークション株式会社に変更、平成12年6月に当社が会主として運営していた交換会事業から撤退、平成13年6月に当社の役員を兼任していた創業画商の代表取締役が全員役員を退任し新たな経営体制を確立、「公明正大且つ信用あるオークション市場の創造と拡大」という企業理念のもと、販売を委託した出品者の利益の最大化をもたらすとともに、参加者にとっても、価格決定プロセスにおいて透明性の高い、公明正大なオークション事業を主たる事業として展開しております。

## 2. 業績の推移について

## (1) 最近の業績の推移について

当社の最近5カ年の業績の推移は以下のとおりであります。

回次 決算年月		第20期 平成21年5月	第21期 平成22年5月	第22期 平成23年5月	第23期 平成24年5月	第24期 平成25年5月
取扱高	(千円)	3,355,240	2,871,369	4,419,342	3,534,011	3,225,967
売上高	(千円)	1,077,654	737,952	1,213,080	1,359,448	1,248,610
売上総利益	(千円)	629,362	403,091	696,996	670,763	597,706
経常利益又は経常損失 ( )	(千円)	191,908	255,106	85,057	57,436	47,130
当期純利益又は当期純損 失( )	(千円)	279,132	279,141	131,208	76,905	35,281
資本金	(千円)	779,000	779,125	781,317	785,155	792,971
発行済株式総数	(株)	57,870	57,879	58,079	58,429	59,069
純資産額	(千円)	1,473,861	1,196,378	1,332,785	1,395,252	1,288,738
総資産額	(千円)	1,974,708	1,843,222	1,895,693	1,704,605	1,725,370
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	386,525	657,896	406,446	980,342	190,472
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	25,692	19,832	88,439	100,380	24,609
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	220,822	360,936	84,000	456,411	145,300

## (2) オークションへの出品について

当社は、公開の場で誰でも参加できるオークションという形態で、美術品等の換金のための二次流通の場を提供しております。欧米では美術品等の二次流通において主流であるオークションという流通形態が、日本国内においても普及、定着してきております。

当社では、新たなオークションアイテムの開発や出品営業を強化していく所存ではありますが、順調に出品が増える保証はなく、出品数の減少が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 売上高の構成について

当社は、オークション落札価額に対する手数料収入（落札手数料及び出品手数料）が売上高の主たる構成となっております。落札手数料は、落札価額200万円以下に対し15.75%（税込）、200万円超5000万円以下に対し12.6%（税込）、5000万円超に対し10.5%（税込）、出品手数料は、落札価額の10.5%（税込）としております。なお、営業戦略上、当社が一旦買取った後に、当社の在庫商品としてオークションやプライベートセールで売却する場合があります。この場合、オークションでの落札価額またはプライベートセールでの販売価格がそのまま売上高として計上されるため、当社在庫商品の取扱高の増減が、売上高変動のひとつの要因となります。その他、カタログの販売高、出品者から徴収するカタログ掲載料で構成されるカタログ収入、有料会員から徴収する会費収入があります。

回次		第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月		平成21年 5月	平成22年 5月	平成23年 5月	平成24年 5月	平成25年 5月
取扱高	(千円)	3,355,240	2,871,369	4,419,342	3,534,011	3,225,967
売上高	(千円)	1,077,654	737,952	1,213,080	1,359,448	1,248,610
内商品売上高	(千円)	226,688	154,102	463,922	784,606	714,219

## (4) 美術品市況について

アジアにおいてはこれまで世界の市場をリードしてきた中国市場に減速がみられる中、日本国内の美術市場にあっては、一昨秋からの欧州の債務危機や財政不安、また長期にわたるデフレや円高の影響を受け、取引全体のボリュームとしては震災前の市場環境までも回復していない状況ではありますが、作品の価格につきましては、昨年末の政権交代以降、徐々に上昇の兆しを見せ始めております。

## 3. 経営体制について

## (1) 小規模組織について

当社は従業員数24名程度と規模が小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も必要に応じ、内部管理体制の充実とそれに伴う人員補充を実施していく方針であります。人材の確保及び管理体制の維持ができなかった場合、適切な組織的対応が出来ず、組織効率が低下する可能性があり、業務に支障をきたす恐れがあります。

## (2) 創業画商との関係について

当社の創業画商及びその親族関係にある個人株主の議決権の保有割合は、平成25年5月末日現在、5.9%であります。なお、当社の創業画商である株式会社永善堂、株式会社表玄、株式会社泰明画廊、みずたに美術株式会社の各オーナーが均等出資した持株会社である株式会社シンワアートホールディングスは、所有する当社普通株式をすべて売却し、平成24年9月30日付で解散しております。

## (3) 美術品の査定について

当社は、オークションに出品されるすべての作品に関し、当社の査定委員会にて、現物を直接検分し、エスティメイト（落札予想価格帯）を決定しております。エスティメイトは時価を目安とした落札を成功させるための査定価格であり、オークション参加者の判断により落札予想価格の範囲を超える落札価額となる場合があります。

査定委員会は当社取締役を常任委員とし、必要に応じて担当部長ならびに社外の専門家で構成しています。

上記のとおり、査定委員会は複数のメンバーにより構成されており、適切な落札予想価格帯を決定する体制を整えています。また、査定委員会常任委員は、オークションの公明性を高めるため、直接当社オークションに出品することはできないことを、平成13年10月の経営会議で決定しています。しかしながら、当社の査定委員会が時価と大きく乖離した金額を提示し、オークションで落札されない事が連続した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 美術品鑑定の外委託について

当社は、出品される美術品の真贋について権威ある第三者機関に鑑定を依頼しております。鑑定機関及び鑑定人が存在する作家の作品に関しては、その鑑定を受け、その旨カタログに記載しております。当社は、販売委託者と鑑定機関及び鑑定人の仲介を行っており、当社が鑑定を行うことはありません。

当社オークションの開催・運営にあたっての規則であるオークション規約及び特約に基づき、当社の開催する近代美術、近代陶芸の出品作品、コンテンポラリーアート作品、ブランドバック等のブランド雑貨に関し、当社は、オークションの開催日から5年以内に、落札作品が真作でないとの証明がなされた場合、落札作品を引き取り、落札者に代金を返還することになっております。但し、近代美術Part オークション等の低価格作品を取り扱うオークション、骨董（アンティーク）等の真贋判定の困難な作品に関しては保証していません。

当社は、出品作品の真贋には、最善の注意を払い対応しておりますが、当社オークションにおいて真作でない作品が出品または落札された場合、当社の信用の低下等当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) オークション未収入金及びオークション未払金について

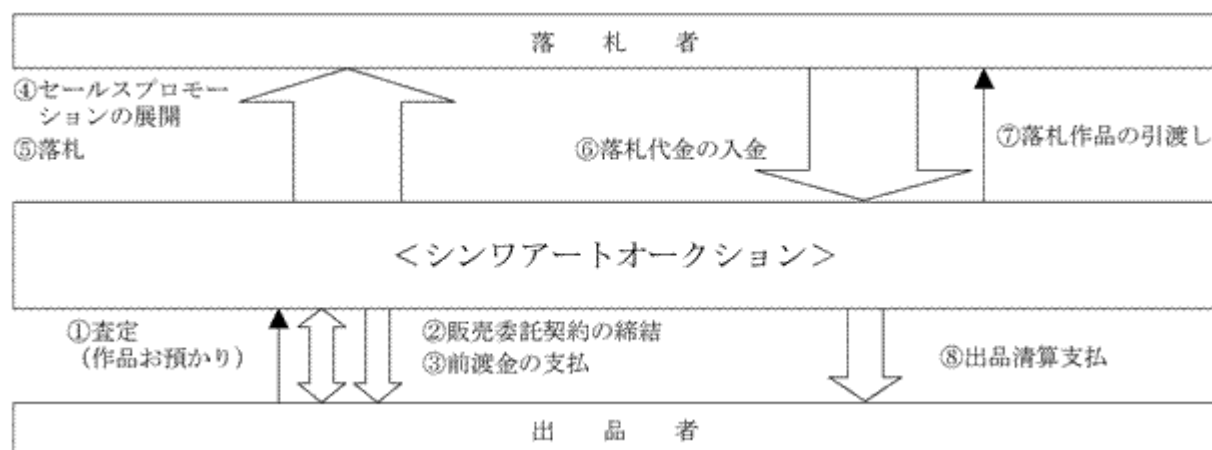
オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する、落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務であります。オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、落札者からはオークション開催日から土日祝日を除く10日以内の入金、出品者にはオークション開催日から35日以内の支払いというオークション規約及び販売委託に関する約定に基づき、オークションの開催日程によっては事業年度末日との関係で増減します。

(6) 前渡金制度について

当社は、営業戦略上、美術業者のみならず一般の出品者からの出品委託を促進するためのシステムとして、作品をお預かりし、作品の出品が決定し、販売委託契約を締結すると同時に最低売却価格（成行き作品の場合はエスティメイト下限金額）の最大85%の金額を前渡しすることができる前渡金制度を採用しております。近代美術オークションにおいて契約締結から支払までの期間が最長約4ヶ月であることに関し、出品者の急な資金需要に対応できる施策として、当社の出品募集に大きく貢献しております。

落札後は、作品の販売代金から前渡金を差し引いた金額を清算します。不落札の場合に出品者が前渡金を返済できない事態が生じたとしても、当社は作品をお預かりしているため、預かり作品を売却し、前渡金返済に充てることができますが、今後事業が拡大する中で、前渡金返済義務不履行が生じた場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ・前渡金契約のフロー図



例) 最低売却価格：3,000,000円、落札価額：3,500,000円の場合

#### 査定（作品お預かり）

作品をお預かりし、最終的な査定を行います。

#### 販売委託契約の締結

オークション開催日の約2ヶ月前迄に販売委託契約を締結します。

#### 前渡金の支払

販売委託契約の締結後に前渡金を支払います。

（最低売却価格3,000,000円の85%、2,550,000円を上限とします。）

#### セールスプロモーションの展開

カタログを作製し、オークション直前には下見会を開催します。

#### 落札

オークションで落札。

#### 落札代金の入金

オークション開催日より10日以内（土日祝日を除く）に入金いただきます。

（落札価額3,500,000円、落札手数料2,000,000円以下に対して15.75%の315,000円（税込）、2,000,000円超の1,500,000円に対して12.6%の189,000円（税込）の合計4,004,000円）

#### 落札作品の引渡し

落札代金の入金確認後、作品を引渡しします。

#### 出品清算支払

オークション開催日から35日以内に支払います。

（落札価額3,500,000円から出品手数料10.5%の367,500円（税込）、出品費用もしくはカタログ掲載料・保管料等の売り手費用と前渡金2,550,000円を控除した金額）

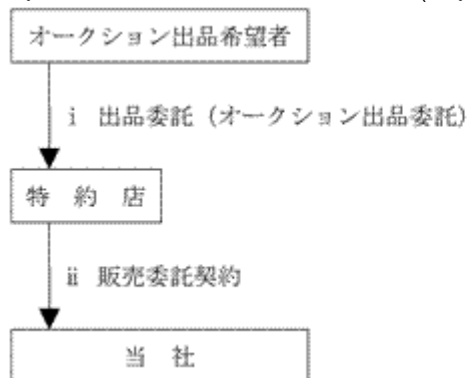
## (7) 一括保証取引について

当社は、大口で一括の出品に関して、営業戦略上、落札価額合計額の最低金額の保証を行う場合があります。一括保証した金額については、作品をお預かりし、契約締結後に前渡金として保証金額の支払いを行う場合がありますが、実際の落札価額合計額が、この保証金額に満たない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

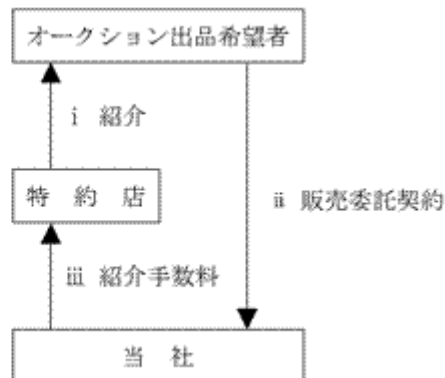
## (8) 特約店契約について

当社との間で正規特約店委託契約を締結している特約店は、美術業者や得意先コレクターから当社オークションへの出品に関する業務を行う者であり、オークション出品希望者から出品委託を受け、当社と販売委託契約を締結する場合と、オークション出品希望者を当社に紹介し、オークション出品希望者と当社との販売委託契約の締結の仲介をする場合があります。特約店への依存度は、オークション取扱高全体で、第23期（平成24年5月期）13.1%、第24期（平成25年5月期）7.8%となっております。当社は今後もこの特約店契約を継続する予定ですが、何らかの原因で契約の継続が不可能となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (イ) 特約店より出品する場合



## (ロ) 特約店の紹介により出品する場合



## (9) 美術品等の保管について

当社は、出品作品保有者からオークションへの出品依頼を受け、作品をお預かりしてから、落札者のもとへ納品されるまでの期間、作品を本社の倉庫等に保管しております。保管している作品についてはすべて保険を付保しており、盗難、火災等については保険の対象となっております。しかし、地震等の自然災害に起因する事故については保険対象外の扱いとなっていることから、地震等の自然災害が発生し出品予定作品が損壊した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、当社オークション規約上、当社の故意または重過失に起因する損害に関しては、通常の損害の他、予見可能な損害までを当社の責任の範囲と定めていますが、予見可能な損害が発生した場合、通常の損害以外は保険で担保されていないので、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。



#### 4. 業界について

##### (1) 美術品オークションを取巻く環境について

平成25年2月発売の美術雑誌「月刊美術3月号」（発売＝㈱実業之日本社）集計による平成24年の国内美術品オークション主軸3社の取扱高は7,094,475千円となっており、平成23年の取扱高7,687,219千円と比較して7.7%減少しております。

日本の美術品オークション業界は、1990年代、創造期として、美術品取引業界で着実に実績を残してきましたが、長引く景気低迷とデフレによる美術品の価額下落を受け、厳しい環境の中での事業展開を強いられていました。そのような中で、21世紀に入り、ようやく日本国内で定着を見せ始めたオークションによる二次流通は、美術品取引業界の構造変革、美術品愛好家の支持の拡大、日本におけるオークションの認知向上による取扱量の増加、そして、オークション各社の個性と創意工夫により、長期的には日本国内における美術品及び高級品の換金市場の整備、拡大に寄与していくものと思われま

す。昨年未の政権交代に伴う、いわゆるインフレ目標政策は、中期的には当社のオークション事業に非常に有利に働くものと期待を寄せております。出品作品の募集環境が整うまでには至っておりませんが、作品の価格は既に上昇の兆しを見せ始めております。

##### (2) 競合について

当社は、国内美術品市場において、美術商、百貨店及び他オークション会社と競合関係にあります。美術品の販売に関し、オークションという公の場で登録をすれば誰でも同じ条件で参加でき、参加者が価格を決定する取引形態の優位性が認知度を高め、オークションの拡大につながっております。オークション会社数は近年若干の増加傾向にありますが、美術品に関する専門知識とオークション開催に係る労働集約型業務システム（作品の預り～鑑定～査定～カタログ作製～下見会～オークション会場運営～作品の発送等）が、オークションへの参入障壁となっております。オークション会社間の競合は、出品募集、販売の営業戦略が最も重要な要因であり、当社は、前述の美術雑誌「月刊美術」の調査記事において、平成24年1年間の国内主要オークション会社8社他中、落札価額ベースでは20.7%、特に10,000千円以上の価格帯では28.7%、20,000千円以上の高額価格帯では41.4%のシェアとなっており、国内最大級のオークション会社として美術品取引業界に幅広く認知されております。

海外には、クリスティーズ、サザビーズを筆頭に数多くのオークション会社がありますが、日本美術に関する知識、情報が参入障壁となっております。また、海外のオークション会社や国内外の中国人を主な対象として国内で開催される中国美術品の新興オークション会社とは基本的に取り扱い作品が異なるため、現在のところ外国絵画、コンテンポラリーアート等の一部ジャンルの美術品以外、競合関係にはありません。

その他、インターネットを使ったオークション（売却希望者と購入希望者が相対で取引できる場をインターネット上に提供しており、当社のように作品保有者から販売委託を受けて執り行うオークションとは相違してい

ます。）に関して、美術品を実際に検分できる場所を提供することなく、デジタル画像のみで取引を成立させるリスクは、高額品になるほど大きくなり、現状において、インターネットオークションと競合する分野は、低価格帯の美術品取引のみに限定されております。しかしながら、国内において、拡大・発展途上のオークションビジネスも、国内業者間の再編、海外の大手オークションハウスの本格的日本進出等が起こった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 法的規制について

##### (1) 日本国内における法的規制について

当社は、海外においてオークション事業を展開しているクリスティーズ、サザビーズ等の事業モデルを導入し、オークションによる美術品の流通形態を日本の市場に創造する目的で設立されました。

当社が行っているオークション形態は、日本国内においては、商法第551条の間屋（といや）に該当し、同法の規制を受けております。また、オークションの運営にあたっては、オークション規約を制定しておりますが、同規約は、民法、商法、消費者契約法等の規制を受けております。

これら、日本国内における法的規制により、過去において当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼした事実はありません。しかしながら、オークションという事業形態は、日本国内で完全に認知を得ているわけではなく、将来的にオークション関連事業にかかる法令等で規制された場合、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 古物営業法

美術品オークション会場の運営業務及び美術品売買業務は、昭和24年制定の「古物営業法」の規制を受けております。当社は、美術品売買業務に関し、東京都公安委員会より古物商としての許可を受けております。当社は古物営業法を遵守し盗難品や遺失物を取り扱わないよう、東京都公安委員会の指導に基づき、毎回オークション開催の届出を行っております。また、従業員に対しても定期的指導を行っております。しかしながら、不測の事態により盗難品や遺失物がオークションに出品された場合、風評により信用が失墜し、取扱高の減少及び損害賠償による損失の発生等の可能性があります。

## (3) 顧客情報の取り扱いについて

当社は、オークション出品者に対して、その出品者との間で締結される販売委託契約により、顧客情報に関する守秘義務を負っております。当社はプライバシーマークを取得しており、個人情報の取り扱いについては充分注意しております。しかしながら、不測の事態により情報が外部に漏洩する事態となった場合、信用の失墜による取扱高の減少及び損害賠償による損失の発生等の可能性があります。

## (4) 個別オークションに係わる法規制について

現在、当社では定期開催のオークションの他、Bags/Jewelry&Watchesオークション、西洋美術オークション、個人収集品オークション等を随時開催しております。また、当社は、第三者によるワインオークションやチャリティオークション開催のためのカタログ作製作業やオークション会場運営等の業務提供を行っております。ワインオークションは、酒税法上の酒類販売業免許を有する業者により主催されております。その他、宝石・貴金属等の取り扱いに関しては「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の、西洋美術の一部の作品の取り扱いに関しては「電気用品安全法」の、象牙等の希少野生動物種の剥製、標本、器官等の取り扱いに関しては「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律」の定めに従って行っております。今後も、取扱商品が拡大していく中で個別に法的規制を受けるケースが考えられますが、当社は、いかなる場合も法令を遵守し対応していく所存であります。しかしながら、将来的に個別の法的規制により当社が取り扱えないアイテムが発生し、当社の経営戦略の変更が余儀なくされ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 著作権について

当社のオークションカタログに図版を掲載するに当たり、著作権者或いは著作権管理団体に著作権使用に係る許諾を受けることを、当社が把握しているものについては実施しています。また、それ以外のものについては著作権法第47条の2の定める範囲内で掲載しております。当社の規定においては、著作権使用料は出品者負担として、請求がある著作権者或いは著作権管理団体に支払っておりますが、今後請求先が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 戦略的在庫商品の保有について

当社オークションにおいて安定的な実績を上げることにより、市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事を目標に、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を数点購入し、戦略的在庫として保有し、作品ごとに、販売時期、価格及び販売先に関して当社の理想とする最良の環境での販売を考えており、その環境が整うまでは当社で保有することを予定しております。当社は、平成25年5月30日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第7回新株予約権の発行を決議し、本新株予約権行使による調達資金のうち、194百万円を、当社戦略的在庫商品の確保のための資金に充当する予定であります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まない可能性があります。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、金融機関等からの借入れ等他の資金調達手段を検討し資金確保を行い、可能な限り当初の計画通り当該事業を進めていく考えであります。最終的に事業計画の見直しを余儀なくされる可能性があります。

戦略的在庫商品の購入後は、経済環境や美術品取引市場の著しい変動により、保有する戦略的在庫商品の評価の見直しを迫られる可能性があります。また、販売が当初の計画通り進まず、保有期間の長期化による資金の固定化や、予想していた販売収益が得られない可能性があります。また美術品の商品としての性格上、戦略的在庫として想定する作品の数は限定的であり、購入が計画通りに進まない可能性があります。

## 7. 子会社事業について

### (1) エーベック株式会社による高付加価値の不動産関連事業となる再生可能エネルギー関連事業

当社は、平成25年5月30日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第7回新株予約権の発行を決議いたしました。本新株予約権行使による調達資金のうち、200百万円を、当社の子会社であるエーベック株式会社のソーラー発電施設の分譲販売及び電力会社への売電事業のための資金に充当する予定であります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まない可能性があります。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、当社といたしましても、短期的なつなぎの資金の投入等により、可能な限り当初の計画通り当該事業を進めていく考えであります。最終的に事業計画の見直しを余儀なくされる可能性があります。

また、事業開始後のリスクとして、ソーラー発電施設を設置・分譲するための用地取得が当初の計画通りに進まない可能性があり、用地取得後においても、設置したソーラー発電施設の分譲販売が当初の予定通り進まない可能性があります。これらの要因により、当該事業による収益の拡大が進まず、次の計画への資金が調達できないことから、事業計画そのものを見直しを迫られる可能性があり、また、予定していた投資効果が得られない可能性があります。

### (2) シンワメディカル株式会社による医療機関向け支援事業

当社は、平成25年5月30日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第7回新株予約権の発行を決議いたしました。本新株予約権行使による調達資金のうち、250百万円を、当社の子会社であるシンワメディカル株式会社の医療機関向けファクタリング及び医療機関向け緊急財務支援のための資金に充当する予定であります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まない可能性があります。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、当社といたしましても、短期的なつなぎの資金の投入等により、可能な限り当初の計画通り当該事業を進めていく考えであります。最終的に事業計画の見直しを余儀なくされる可能性があります。

また、事業開始後のリスクとして、ファクタリング契約締結及び医療機関向けの緊急財務支援は、相手先医療機関のデューデリジェンスの後、シンワメディカル株式会社が実行の是非を個別に判断するものであり、デューデリジェンスの結果及びシンワメディカル株式会社の判断基準次第ではファクタリング契約数が伸び悩み、或いは医療機関向けの緊急財務支援が実行されない可能性があります。またファクタリング契約締結後においても、診療報酬債権の請求先である健康保険組合等がデフォルトした場合には、診療報酬債権を回収出来ない可能性があります。その場合には、追加資金を投入せざるを得ませんが、当社の財務状況に影響を与える可能性があります。

さらに、事業開始後一定の実績を積んだ後は、金融機関等からの借り入れにより、ファクタリング金額の増額を計画しておりますが、借入が思うように進まない場合には、当該事業による収益の拡大が当初の計画通り進まず、予定していた投資効果が得られない可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成25年5月31日現在9業者と正規特約店委託契約を締結しております。

### (1) 契約の目的

特約店は、美術業者や得意先コレクターから当社オークションへの出品に関する業務を行うことを目的としております。業務内容は、オークション売却希望者から売却委託を受け、当社と出品契約を締結する業務と、オークション売却希望者を当社に紹介し、オークション売却希望者と当社との出品契約の締結の仲介をする業務があります。

### (2) 契約期間に関する事項

契約期間は、契約日から1年間とし、それ以降は自動更新であります。

### (3) 紹介料に関する事項

特約店の紹介による出品契約が締結された場合、当社は落札価額に応じた紹介料を特約店に支払いします。

### (4) 契約解除に関する事項

契約満了の30日前までに契約解除の申し出があった場合、当社オークションへの出品及び紹介総額が一定基準に満たない場合、その他契約違反が生じた場合、当社は契約を解除することができます。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、当社は、過去の実績値や現状等を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき継続的に見積り、判断及び評価を行っております。

当社の経営陣が、当事業年度末において、見積り、判断及び評価等により、当社の財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えているものとしては、貸倒引当金、退職給付引当金、法人税等及び繰延税金資産があげられます。

なお、見積り、判断及び評価等については、過去の実績や現状等に基づいて合理的と考えられる要因等に基づいて行っておりますが、見積りや評価には、不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

総資産は、前事業年度末に比べ20,765千円増加し、1,725,370千円となりました。これは主に、流動資産の商品、前渡金の減少はあるものの流動資産の現金及び預金、売掛金及びオークション未収入金の増加、固定資産の関係会社株式、敷金及び保証金の増加によるものであります。

負債は主にオークションの出品者に対するオークション未払金の増加により前事業年度末に比べ127,278千円増加し、436,631千円となりました。

当事業年度において5月後半に開催されたオークションの取扱高が、前事業年度同期間と比較して増加したため、オークション未収入金とオークション未払金が増加し、総資産、負債とも増加いたしました。

純資産は、前事業年度末に比べ106,513千円減少し、1,288,738千円となりました。これは主として新株予約権の行使による資本金、資本剰余金の増加、当期純利益による増加はあるものの自己株式の取得による減少によるものであります。この結果、1株当たり純資産額は260.76円増加し25,387.30円となり、自己資本比率は前事業年度末の81.6%から74.3%となりました。

なお、キャッシュ・フローの分析については「第2[事業の状況]の1[業績等の概要](2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

### (3) 経営成績の分析

#### 取扱高・売上高

取扱高<sup>\*</sup>は、前事業年度3,534,011千円に対し、8.7%減の3,225,967千円となりました。売上高は、前事業年度1,359,448千円に対し、8.2%減の1,248,610千円となりました。

部門別には、「オークション事業」と「その他事業」の2つの事業を行っております。

#### (オークション事業)

オークション事業の取扱高<sup>\*</sup>は、2,582,669千円（前年度比5.0%減）、売上高は、700,609千円（前年度比2.7%増、内商品売上高193,928千円（前年度比29.2%増））となりました。

当社の主力オークションである近代美術オークション部門の取扱高<sup>\*</sup>は、1,445,200千円（前年度比8.1%減）、売上高は、424,236千円（前年度比15.3%増、内商品売上高158,695千円（前年度比88.4%増））となりました。作品別には、レオナルド・フジタ「バラを持つ美女達」92,000千円（平成25年3月近代美術オークション）、横山大観「神嶺不二山」52,000千円（平成24年11月近代美術オークション）などの落札がありました。当事業年度も厳しい作品募集環境にあって、積極的な在庫商品の確保に努めましたが、年度前半は出品点数が特に伸び悩み、その結果、出品点数は前年度比15.0%減、落札点数は前年度比10.9%減となりましたが、平均落札単価は前年度比4.9%増と増加傾向にあります。

近代陶芸オークション部門の取扱高<sup>\*</sup>は、304,750千円（前年度比46.1%増）、売上高は、64,248千円（前年度比27.5%増、内商品売上高1,061千円（前年度比80.2%減））となりました。作品別には、加藤唐九郎「あけほの志野」が9,400千円（平成24年6月近代陶芸オークション）、「根来足付鉢」が8,400千円（平成24年9月近代陶芸/古美術オークション）の落札がありました。昨年度に取り扱いを開始した古美術は、当事業年度も2回（平成24年9月、平成25年3月）継続して開催し、加えて出品点数の増加とオークション落札率92.1%という高い実績により、取扱高<sup>\*</sup>、売上高が増加しました。

近代美術Part オークション部門の取扱高<sup>\*</sup>は、229,420千円（前年度比6.8%減）、売上高は、61,483千円（前年度比1.3%減、内商品売上高8,733千円（前年度比132.3%増））となりました。オークション落札率は昨年度に続き93.4%と高い実績を維持しており、出品点数も前年度比で11.2%増加しましたが、落札単価の減少（前年度比16.0%減）により、取扱高<sup>\*</sup>、売上高ともに減少いたしました。

その他オークション部門の取扱高<sup>\*</sup>は、603,299千円（前年度比13.0%減）、売上高は、150,641千円（前年度比25.3%減、内商品売上高25,438千円（前年度比55.1%減））となりました。当事業年度は、Bags/Jewellery&Watchesオークション5回、西洋美術オークション2回、ワインオークション2回、浮世絵オークション1回、その他オークション2回を開催しましたが、西洋美術オークション（平成24年10月、平成25年4月開催）において取扱高<sup>\*</sup>が大きく減少し（167,705千円、前年度比30.7%減）、また特別オークション（当事業年度開催の織田広喜コレクションと昨年度開催の長谷川利行コレクションとの比較）においても取扱高<sup>\*</sup>が大きく減少しており（15,335千円、前年度比72.7%減）、これらが当部門の取扱高<sup>\*</sup>、売上高減少の主な原因であります。（その他事業）

その他事業の取扱高<sup>\*</sup>は、643,298千円（前年度比21.0%減）、売上高は、548,000千円（前年度比19.1%減）となりました。当事業年度も引き続きプライベートセール及び在庫保有戦略に積極的に取り組みました。また貴金属等の買取サービスは昨年度から継続しており、更に昨年9月にはシンワアートミュージアムにジュエリー&ブランドショップをオープンし、時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売を開始いたしました。昨年度との比較では取扱高<sup>\*</sup>、売上高ともに減少いたしました。

（注）\*：取扱高とは、オークション落札価額（ハンマープライス）、プライベートセール及び交換会での取引価額の総称であります。

#### 経常利益

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ、64,771千円減の560,900千円となりました。これは主にその他事業の販売手数料の減少、給料及び手当の減少によるものであります。

営業外収益は、主として為替差益、受取査定報酬及び貸倒引当金戻入額であります。期末の為替市場の円安に伴い、外貨預金で為替差益が発生いたしました。営業外費用は、主として支払利息であります。

当事業年度は積極的戦略的な在庫商品を確保し、商品売上高の増加によりオークション事業での売上高は前事業年度を上回りましたが、オークション事業、その他事業ともに取扱高の減少により、前事業年度の経常利益57,436千円に対し、当事業年度の経常利益は10,305千円減の47,130千円になりました。

#### 当期純利益

特別損失は関係会社株式評価損と固定資産除却損であります。

また今後の将来減算一時差異の回収可能性を慎重に検討し、回収可能額を見積り、税効果に係る繰延税金資産を6,374千円減少とし、法人税等調整額を6,374千円計上しております。その結果、前事業年度の当期純利益76,905千円に対し、当事業年度は当期純利益35,281千円の計上となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度の重要な設備投資はありません。また重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、次のとおりであります。

平成25年5月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の部門	設備の内容	帳簿価額(単位:千円)				従業員数 (人)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	オークション事業 その他事業	オークション会場 展示場	7,537	159	1,161	8,858	11
本社事務所 (東京都江東区)	オークション事業 その他事業	本社機能	2,976	92	4,191	7,261	13 (8)

(注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。

2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 本社及び本社事務所の建物は賃借しており、年間賃借料は本社58,284千円、本社事務所13,503千円であります。

4. 当社は、同一の設備を複数のセグメントで使用しているため、セグメント別の記載はしておりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000
計	180,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年5月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年8月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	59,069	60,479	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり ます。なお、単元株制度は採用し ておりません。
計	59,069	60,479		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容  
(平成22年3月25日取締役会決議による第2回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,350	850
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350	850
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年4月9日 至平成27年4月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21,500 資本組入額 10,964	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左



- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき427円で有償発行しております。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 相続した新株予約権を行使することはできない。
- 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に50%（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
5. 本新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
6. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成22年4月9日(当新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成27年4月8日(当新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) その他新株予約権の行使の条件  
上記4に準じて決定する。
- (8) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の内容  
(平成22年10月18日取締役会決議による第4回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,780	1,590
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,780	1,590
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,414	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年11月2日 至平成27年11月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,414 資本組入額 10,207	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。  
新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
4. 新株予約権の取得に関する事項
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (4) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、金融証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成24年11月2日（当新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成27年11月1日（当新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。

## (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (7) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

## (8) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

## (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容

(平成25年1月21日取締役会決議による第5回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権の数(個)	2,870	2,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,870	2,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31,350	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年2月5日 至平成30年2月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき80円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 相続した新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に27%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に100%を乗じた価格(1円未満の端数は切り上げる。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

#### 6. 本新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。

#### 7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年2月5日(当新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年2月4日(上記新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の内容  
（平成25年1月21日取締役会決議による第6回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成25年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年7月31日）
新株予約権の数（個）	1,210	1,210
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,210	1,210
新株予約権の行使時の払込金額（円）	44,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年2月5日 至平成30年2月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1．当社が新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2．当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

## 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

## 6. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 7. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年2月5日（当新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年2月4日（当新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ( 8 ) その他新株予約権の行使の条件  
上記 4 に準じて決定する。
- ( 9 ) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記 5 に準じて決定する。
- ( 10 ) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容（コミットメント条項付き第三者割当契約）

（平成25年5月30日取締役会決議による第7回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成25年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年7月31日）
新株予約権の数（個）		191
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		9,550
新株予約権の行使時の払込金額（円）		65,250
新株予約権の行使期間		自平成25年6月17日 至平成27年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		（注）4
新株予約権の行使の条件		（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項		（注）6
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		（注）7

（注）1．本新株予約権1個につき目的となる株式数は50株であります。また、本新株予約権は新株予約権1個につき14,900円で有償発行しております。

- 2．当社が下記3「行使価額の調整」に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、係る調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記3「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価格}}$$

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記3「行使価額の調整」（2）及び（5）による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。



## 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ア. 本項(4)イに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

イ. 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ウ. 本項(4)イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4)イに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

エ. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

オ. 本項(2)アからエまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)アからエにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ア．行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- イ．行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ウ．行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ア．株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- イ．その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ウ．行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 4．増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 5．新株予約権の行使に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
- 6．本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
- 7．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
- 再編対象会社の同種の株式とする。
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容

(平成25年5月30日取締役会決議による第8回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権の数(個)		1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)		72,500
新株予約権の行使期間		自平成25年6月17日 至平成30年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		(注)4
新株予約権の行使の条件		(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項		(注)6
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)7

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき640円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り上げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。
6. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月17日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年6月16日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

## ( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## ( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年6月1日～ 平成20年5月31日 (注)1	36	57,870	380	779,000	380	383,875
平成21年6月1日～ 平成22年5月31日 (注)2	9	57,879	125	779,125	-	383,875
平成22年6月1日～ 平成23年5月31日 (注)3	200	58,079	2,192	781,317	2,192	386,067
平成23年6月1日～ 平成24年5月31日 (注)4	350	58,429	3,837	785,155	3,837	389,905
平成24年6月1日～ 平成25年5月31日 (注)5	640	59,069	7,816	792,971	7,816	397,721

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株引受権の行使による増加であります。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 新株予約権の行使による増加であります。

6. 平成25年6月1日から平成25年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が1,410株、資本金及び資本準備金がそれぞれ26,670千円増加しております。

## ( 6 ) 【所有者別状況】

平成25年5月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	14	30	11	1	1,513	1,575	-
所有株式数 (株)	-	13,317	2,265	10,230	1,816	1	31,440	59,069	-
所有株式数の 割合(%)	-	22.55	3.83	17.32	3.07	0.00	53.23	100.00	-

(注) 自己株式8,598株は、「個人その他」に含めて記載しております。

## (7)【大株主の状況】

平成25年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,704	9.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	4,823	8.17
株式会社ジャパンヘルスサミット	宮城県仙台市青葉区本町2-14-24	3,285	5.56
株式会社アセットマネジメント	愛知県名古屋市中区主税町4-85	2,900	4.91
株式会社泰明画廊	東京都中央区銀座7-3-5	1,440	2.44
株式会社ヤングアート	兵庫県高砂市米田町島2	1,320	2.23
倉田 陽一郎	東京都江戸川区	1,268	2.15
佐竹 昌一郎	東京都渋谷区	1,246	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,205	2.04
梅田 裕貴	大阪府大阪市北区	1,096	1.86
計		24,287	41.12

(注) 1. 上記のほか、自己株式が8,598株あります。

2. 前事業年度末において主要株主であった株式会社シンワアートホールディングスは、所有する当社普通株式をすべて売却し、平成24年9月30日付で解散したため、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

## (8)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成25年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,598		
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,471	50,471	
単元未満株式			
発行済株式総数	59,069		
総株主の議決権		50,471	

## 【自己株式等】

平成25年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シンワアートオークション株式会社	東京都中央区銀座7-4-12	8,598	-	8,598	14.56
計	-	8,598	-	8,598	14.56

## (9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成22年10月18日開催取締役会決議によるもの)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年10月18日の取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を決議したものであります。

決議年月日	平成22年10月18日
付与対象者の区分及び人数	従業員 23人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成25年1月21日開催取締役会決議によるもの)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成25年1月21日の取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を決議したものであります。

決議年月日	平成25年1月21日
付与対象者の区分及び人数	従業員 24人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成24年8月28日)での決議状況 (取得期間 平成24年8月29日)	5,500	134,970,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	5,500	134,970,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	8,598	-	8,598	-



### 3【配当政策】

当社の配当政策の基本的な考え方は、収益状況に応じた配当を行うことを基準としつつも、安定的な配当の維持ならびに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を総合的に勘案し、決定することとしております。内部留保資金につきましては、中長期的視野に基づいた事業拡大のための投融資等に充たしたいと考えております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会です。また、状況に応じた対応を行えるよう、当社は、「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、1株につき200円の配当といたします。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成25年8月29日 定時株主総会決議	10,094	200

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月
最高(円)	78,000	38,800	84,300	47,350	94,000
最低(円)	13,500	18,000	18,000	27,400	21,210

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年12月	平成25年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	29,200	37,000	69,500	66,200	89,000	94,000
最低(円)	23,700	27,860	36,700	46,350	45,000	64,100

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長	代表取締役	倉田 陽一郎	昭和40年2月11日生	昭和62年4月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社入社 昭和63年10月 ウォーバーグ投資顧問株式会社入社 平成4年4月 メースピアソン投資顧問株式会社入社 平成9年10月 ミネルヴァ投資顧問株式会社設立代表取締役就任 平成10年10月 国務大臣金融再生委員会委員長 政務秘書官就任 平成11年7月 ミネルヴァ投資顧問株式会社代表取締役就任 平成13年6月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成21年4月 SHINWA ART AUCTION HONG KONG COMPANY LIMITED (現 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED) 代表取締役就任(現任) 平成25年4月 エーベック株式会社代表取締役就任(現任) シンワメディカル株式会社代表取締役就任(現任)  (重要な兼職の状況) エーベック株式会社代表取締役 シンワメディカル株式会社代表取締役 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED 代表取締役	(注)3	1,268
専務取締役	代表取締役	中川 健治	昭和26年6月3日生	昭和51年4月 株式会社永善堂 入社 平成11年2月 当社入社 総支配人 平成13年6月 当社専務取締役就任 平成22年1月 当社代表取締役専務取締役就任(現任) 平成25年4月 エーベック株式会社取締役就任(現任) シンワメディカル株式会社取締役就任(現任)  (重要な兼職の状況) エーベック株式会社取締役 シンワメディカル株式会社取締役	(注)3	180
取締役		泉山 隆	昭和44年3月17日生	平成2年6月 当社入社 平成12年4月 当社第一営業部長 平成12年6月 当社営業部長 平成14年4月 当社営業本部長 平成14年7月 当社取締役就任(現任)	(注)3	430
取締役		石井 一輝	昭和45年4月8日生	平成10年4月 当社入社 平成12年4月 当社人事部長 平成14年4月 当社総務人事部長 平成24年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	30

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		木下 邦彦	昭和20年3月12日生	昭和47年3月 公認会計士登録 昭和48年1月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成3年6月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 平成5年6月 同監査法人浜松・静岡・豊橋事務所所長 同監査法人本部理事 平成22年6月 新日本有限責任監査法人退職 木下邦彦公認会計士事務所所長就任(現任) 平成22年8月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	
常勤監査役		羽佐田 信治	昭和37年12月10日生	昭和60年4月 株式会社西武百貨店 入社 平成3年4月 株式会社泰明画廊 入社 平成12年10月 当社入社 営業部長 平成13年6月 当社常務取締役就任 平成24年8月 当社常務取締役退任  平成24年8月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	135
監査役 (非常勤)		足達 堅	昭和18年4月18日生	昭和46年4月 夏目達郎会計事務所 入所 昭和48年4月 大手町監査法人 勤務 昭和53年4月 公認会計士銀座共同事務所 入所 昭和55年8月 公認会計士登録 昭和55年12月 税理士登録 平成10年4月 足達会計事務所開業(現任) 平成15年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	168
監査役 (非常勤)		佐野 洋二	昭和24年12月15日生	昭和50年4月 東京弁護士会登録 黒田法律事務所入所 昭和53年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 昭和55年4月 佐野法律事務所(現MOS合同法律事務所)開業(現任) 平成15年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	168
計						2,379

(注)1. 取締役木下邦彦は、社外取締役であります。

2. 監査役足達堅及び監査役佐野洋二は、社外監査役であります。

3. 平成25年8月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 平成24年8月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間(前任者の残任期間)

5. 平成23年8月30日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、株主をはじめ取引先、従業員等全ての利害関係者の利益を総合的に考慮し、長期にわたって企業価値を高める経営に全社を上げて取り組まなければならないと考えております。そのために今後も、経営の透明性と健全性の充実を図るとともに、経営の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指しております。

また、株主や投資家の皆様への情報開示を法定開示に留めることなく、当社の事業内容・財務状況をタイムリーにご理解いただけるよう積極的な広報・IR活動を展開しております。

#### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### 取締役会

当社を取り巻く経営環境は、めまぐるしく変化しているため、経営の意思決定から業務執行の意思決定までを迅速に対応する必要があり、少数精鋭による経営体制が適当であることから、取締役会は、5名の取締役により構成され、月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議を行うとともに、業績の進捗状況及び、経営方針に係る報告を行っております。当社の取締役5名のうち1名は社外取締役であり、公認会計士としての企業会計に精通する専門家の知見と企業経営に対する高い見識をもとに、社外取締役が独立した立場から当社の経営への監督、関与ができる体制を整備しております。なお、当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

##### 監査役会

当社では、監査役会制度を採用しております。監査役会は1名の常勤の監査役と2名の社外監査役によって構成されております。当社は、社外監査役のうち1名を独立役員として指定しておりますが、独立役員は、公認会計士であり、企業財務・会計に対する高い知見を有しており、独立した立場から経営に関する監視を行っております。また、常勤の監査役は、取締役会や経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

なお、監査役及び監査役会は、内部監査を行う内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人であるUHY東京監査法人と意見交換を行う等、緊密な連携を取りながら適正な監査を実施しております。なお、当社は、社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役2名との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

##### 内部監査

当社は、日々の業務がルールに沿って正しく運営されていることを確認する内部監査の重要性を踏まえ、内部監査室を設置し専任の担当者を1名任命し、計画的に実施しております。

##### 会計監査の状況

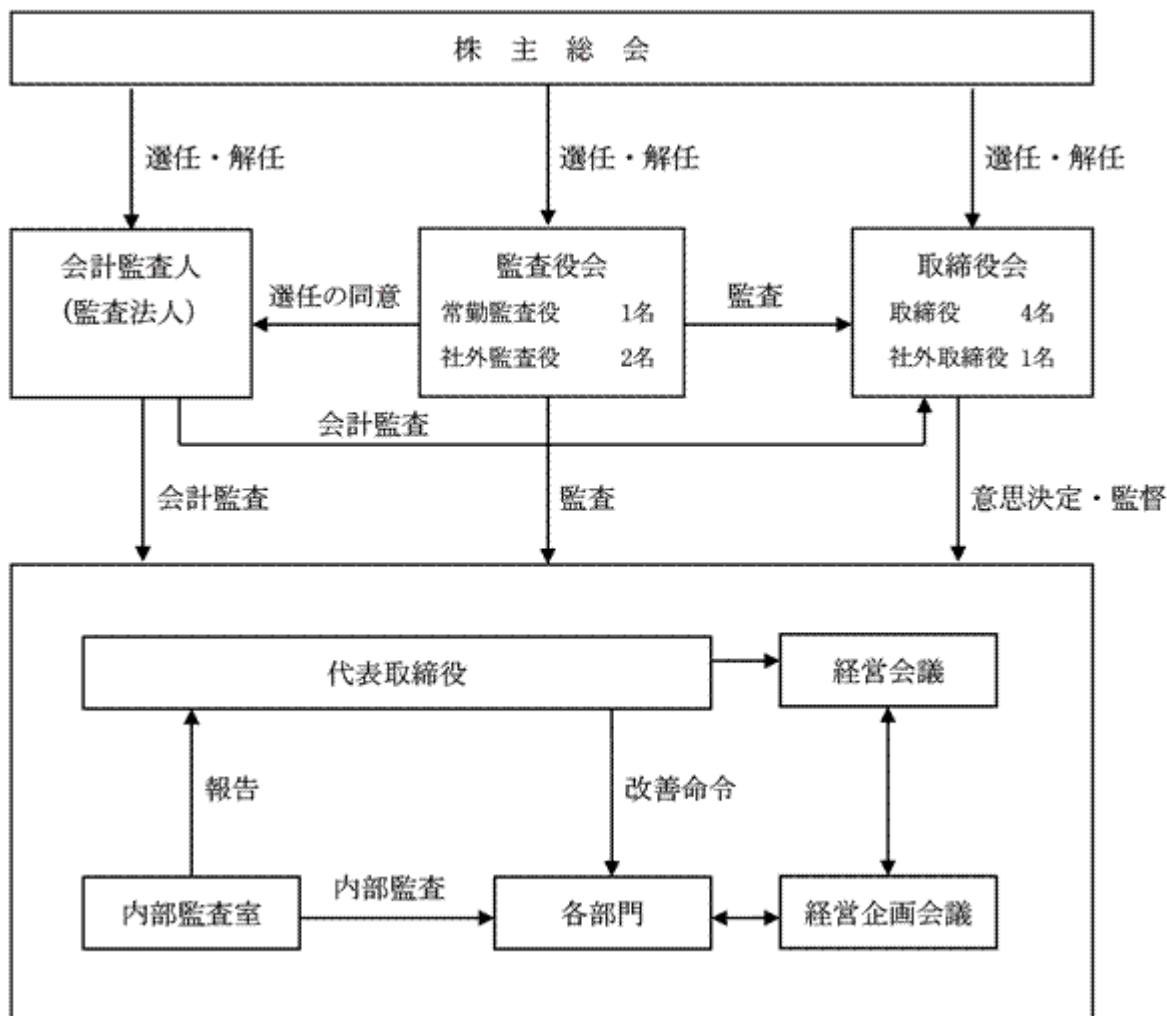
会計監査人の名称 UHY東京監査法人（一時会計監査人）

当社は、UHY東京監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。業務執行した公認会計士は、車田英樹氏、鹿目達也氏の2名であります。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他3名からなっております。

(注)当社は、これまで全社的なコスト削減を進めてまいりましたが、会計監査人の監査報酬につきましても、当社の事業規模にあった今後の報酬水準を検討した結果、当社の会計監査人でありました新日本有限責任監査法人との監査及び四半期レビュー契約を平成24年12月13日付で解除することで合意に至りました。これに伴い、当社の会計監査人が不在になることを回避するため、新たな会計監査人の選定を行いました結果、平成24年12月13日開催の当社監査役会において、UHY東京監査法人を一時会計監査人に選任することを決議いたしました。なお、UHY東京監査法人につきましては、平成25年8月29日開催の定時株主総会において、当社の会計監査人に選任されております。

## 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は下記の通りです。



## 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が継続的にその精神を役員及び従業員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進しております。これらの徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取組みを社内横断的に統括することとし、同部を中心に全社的な教育を行っております。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査担当者は総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告をおこなっております。また、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置運営しております。

## 2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務の執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存を行っており、取締役及び監査役は「文書取扱規程」により、これらの文書等を常時閲覧できることとしております。

## 3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社のコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び商品管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成配布等を行っており、全社横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応は総務人事部が行っております。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定めこれに対処することとしております。

#### 4．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定めるため、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務遂行の執行の効率化を図っております。

ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会、経営会議が定期的にその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・提言するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図っております。

- ・職務権限・意思決定ルールの方策
- ・経営会議の設置
- ・取締役会による中期経営計画の方策
- ・中期経営計画に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定
- ・ITを活用した月次業績管理の実施
- ・取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

#### 5．当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に従って、適切に管理しております。当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示するほか、子会社の重要事項は当社取締役会または経営会議において精査すること等により、子会社に対する統制を行い、その業務の適正を確保しております。また、監査役は定期的に子会社の監査役等と意思疎通・情報交換を図り、必要に応じて子会社を調査することとしております。

#### 6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じて内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができます。内部監査担当者は監査役会との協議により監査役の要望した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けないものとしております。なお、補助者の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重するものとしております。

#### 7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に重大な損害を与える事項が発生または発生する恐れがある場合、役員及び従業員による違法または不正を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告するものとしております。各監査役の要請に応じて下記の項目を主なものとする報告及び情報提供を行うこととするほか、常勤の監査役が取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席し、自ら能動的に情報収集ができる体制を確保しております。

- ・当社の内部統制システム構築に関する各部署の状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

また、役員及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努め、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行により経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## 社外取締役及び社外監査役

1. 当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。
2. 当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名との間に、人的関係、資本的关系または取引関係その他の特別な利害関係はなく、高い独立性を保持しております。
3. 当社の社外監査役2名は高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督により経営監視機能の強化及び向上を担っております。
4. 当社の社外取締役及び監査役は、専門家の知見と企業経営に対する高い見識をもとに、独立した立場から当社の経営への監督、関与を行い、当社の企業統治に大きく寄与していただけるものと考えております。なお、社外取締役及び監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。
5. 当社と社外取締役1名及び社外監査役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額としております。

## 役員報酬の内容等

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数  
当社の取締役に対する報酬については、業績連動型の報酬制度を採用しております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	賞与 (千円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	58,462	48,327	10,135	5
監査役 (社外監査役を除く)	13,918	10,093	3,825	2
社外役員	8,821	7,800	1,021	3
合計	81,202	66,220	14,981	10

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は、150,000千円であります。
2. 株主総会の決議による監査役報酬限度額は、30,000千円であります。
3. 取締役及び監査役の支給人員は、平成24年8月30日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名をそれぞれ含んでおります。
4. 監査役羽佐田信治氏は、第23回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額につきましては、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に含めて記載しております。

2. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

### 3. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内で、各取締役及び監査役の報酬額を、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

#### 株式の保有状況

該当事項はありません。

#### コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社の取締役会は毎月開催されており、平成25年5月期には臨時取締役会とあわせて18回開催し、経営の基本方針、会社の重要事項を協議決定いたしました。

監査役会につきましては、平成25年5月期に11回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定いたしました。

#### 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

#### (3) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### (4) 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
UHY東京監査法人	-	-	12,000	-
新日本有限責任監査法人	15,200	-	5,066	-
計	15,200	-	17,066	-

## 【その他重要な報酬の内容】

前事業年度(自平成23年6月1日至平成24年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年6月1日至平成25年5月31日)

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度(自平成23年6月1日至平成24年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年6月1日至平成25年5月31日)

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の属する業種、会社規模、監査日数等を勘案し決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前事業年度 新日本有限責任監査法人

当事業年度 UHY東京監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

#### (1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

就任する監査公認会計士等

UHY東京監査法人

退任する監査公認会計士等

新日本有限責任監査法人

#### (2) 異動の年月日

平成24年12月13日

#### (3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成24年8月30日

#### (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

#### (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、これまで全社的なコスト削減を進めて参りましたが、今般会計監査人の監査報酬につきましても、当社の事業規模にあった今後の報酬水準を検討した結果、現会計監査人との監査及び四半期レビュー契約を解除することで合意に至りました。これに伴い、当社の会計監査人が不在になることを回避するため、平成24年12月13日開催の監査役会において、UHY東京監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。

#### (6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

### 3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.14%
売上高基準	0.00%
利益基準	4.31%
利益剰余金基準	0.49%

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1 977,832	1 1,006,316
売掛金	-	65,994
オークション未収入金	2 80,974	2,3 170,949
商品	240,189	222,753
前渡金	272,775	71,079
繰延税金資産	60,311	53,937
その他	19,894	3 36,770
貸倒引当金	126	361
流動資産合計	1,651,851	1,627,439
固定資産		
有形固定資産		
建物		
建物	97,372	99,810
減価償却累計額	87,430	89,296
建物(純額)	9,942	10,513
車両運搬具		
車両運搬具	10,117	10,117
減価償却累計額	9,773	9,865
車両運搬具(純額)	344	252
工具、器具及び備品		
工具、器具及び備品	26,260	31,431
減価償却累計額	24,559	26,077
工具、器具及び備品(純額)	1,701	5,353
有形固定資産合計	11,988	16,120
投資その他の資産		
関係会社株式	3,390	16,440
出資金	500	500
敷金及び保証金	34,666	47,074
長期未収入金	16,526	16,374
その他	-	15,238
貸倒引当金	14,317	13,816
投資その他の資産合計	40,765	81,810
固定資産合計	52,753	97,930
資産合計	1,704,605	1,725,370

	前事業年度 (平成24年 5月31日)	当事業年度 (平成25年 5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,304	5,672
オークション未払金	<sup>2</sup> 160,016	<sup>2</sup> 293,724
未払金	<sup>3</sup> 29,880	<sup>3</sup> 40,628
未払法人税等	3,315	4,726
未払消費税等	34,880	-
前受金	15,390	16,101
賞与引当金	13,495	13,452
役員賞与引当金	16,423	14,982
その他	5,246	5,794
流動負債合計	279,952	395,081
固定負債		
退職給付引当金	29,400	28,950
長期預り金	-	12,600
固定負債合計	29,400	41,550
負債合計	309,352	436,631
純資産の部		
株主資本		
資本金	785,155	792,971
資本剰余金		
資本準備金	389,905	397,721
資本剰余金合計	389,905	397,721
利益剰余金		
利益準備金	37,687	37,687
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	265,385	275,768
利益剰余金合計	303,072	313,455
自己株式	87,856	222,826
株主資本合計	1,390,276	1,281,322
新株予約権	4,975	7,416
純資産合計	1,395,252	1,288,738
負債純資産合計	1,704,605	1,725,370

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
<b>売上高</b>		
オークション事業収入	1 682,292	1 700,609
その他事業収入	1 677,155	1 548,000
売上高合計	2 1,359,448	2 1,248,610
<b>売上原価</b>		
オークション事業原価	191,765	285,174
その他事業原価	496,919	365,729
売上原価合計	688,684	650,903
<b>売上総利益</b>	670,763	597,706
<b>販売費及び一般管理費</b>		
役員報酬	64,200	66,220
給料及び手当	159,002	145,437
法定福利費	33,088	30,838
賞与引当金繰入額	13,495	13,452
役員賞与引当金繰入額	16,423	14,981
退職給付費用	4,550	3,300
販売手数料	2 88,458	2 42,660
広告宣伝費	3,942	7,528
賃借料	86,691	79,366
支払手数料	36,111	38,811
旅費及び交通費	38,930	37,195
減価償却費	5,494	3,116
その他	75,282	77,991
販売費及び一般管理費合計	625,671	560,900
<b>営業利益</b>	45,092	36,806
<b>営業外収益</b>		
受取利息	233	195
受取査定報酬	1,074	2,347
為替差益	-	7,298
受取保険金	1,474	-
貸倒引当金戻入額	16,871	266
その他	999	1,153
営業外収益合計	20,654	11,261
<b>営業外費用</b>		
支払利息	901	816
為替差損	5,753	-
消費税等差額	1,560	-
その他	95	120
営業外費用合計	8,310	936
<b>経常利益</b>	57,436	47,130

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
<b>特別利益</b>		
未払配当金戻入益	500	-
特別利益合計	500	-
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	-	455
関係会社株式評価損	-	1,949
特別損失合計	-	2,405
税引前当期純利益	57,936	44,725
法人税、住民税及び事業税	1,360	3,069
法人税等調整額	20,329	6,374
法人税等合計	18,969	9,443
当期純利益	76,905	35,281

## 【売上原価内訳明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)		当事業年度 (自平成24年6月1日 至平成25年5月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
オークション事業原価						
1. オークション会場費			41,421	6.0	34,097	5.2
2. オークションカタログ費			88,693	12.8	88,597	13.6
3. 商品売上原価						
(1) 商品期首たな卸高		687,348		240,189		
(2) 当期商品仕入高		111,409		497,655		
合計		798,758		737,845		
(3) 商品期末たな卸高		394,840		346,453		
(4) 商品評価損		154,651		123,700		
(5) その他事業原価振替		496,919	61,649	352,613	162,478	25.0
オークション事業原価合計			191,765	27.8	285,174	43.8
その他事業原価			496,919	72.2	365,729	56.2
売上原価合計			688,684	100.0	650,903	100.0

商品売上原価のうち、その他事業の商品売上高に対するものは、その他事業原価としております。

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	781,317	785,155
当期変動額		
新株の発行	3,837	7,816
当期変動額合計	3,837	7,816
当期末残高	785,155	792,971
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	386,067	389,905
当期変動額		
新株の発行	3,837	7,816
当期変動額合計	3,837	7,816
当期末残高	389,905	397,721
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	386,067	389,905
当期変動額		
新株の発行	3,837	7,816
当期変動額合計	3,837	7,816
当期末残高	389,905	397,721
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	37,687	37,687
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	37,687	37,687
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	213,221	265,385
当期変動額		
剰余金の配当	24,741	24,898
当期純利益	76,905	35,281
当期変動額合計	52,163	10,382
当期末残高	265,385	275,768
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	250,909	303,072
当期変動額		
剰余金の配当	24,741	24,898
当期純利益	76,905	35,281
当期変動額合計	52,163	10,382
当期末残高	303,072	313,455



	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
<b>自己株式</b>		
当期首残高	87,856	87,856
当期変動額		
自己株式の取得	-	134,970
当期変動額合計	-	134,970
当期末残高	87,856	222,826
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	1,330,438	1,390,276
当期変動額		
新株の発行	7,674	15,632
剰余金の配当	24,741	24,898
当期純利益	76,905	35,281
自己株式の取得	-	134,970
当期変動額合計	59,838	108,954
当期末残高	1,390,276	1,281,322
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	2,346	4,975
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,628	2,441
当期変動額合計	2,628	2,441
当期末残高	4,975	7,416
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	1,332,785	1,395,252
当期変動額		
新株の発行	7,674	15,632
剰余金の配当	24,741	24,898
当期純利益	76,905	35,281
自己株式の取得	-	134,970
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,628	2,441
当期変動額合計	62,467	106,513
当期末残高	1,395,252	1,288,738

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	57,936	44,725
減価償却費	7,031	4,229
貸倒引当金の増減額（ は減少）	16,871	266
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	1,869	1,441
賞与引当金の増減額（ は減少）	3,684	43
退職給付引当金の増減額（ は減少）	4,250	450
関係会社株式評価損	-	1,949
有形固定資産除却損	-	455
受取利息及び受取配当金	233	195
支払利息	901	816
売上債権の増減額（ は増加）	51,752	65,994
オークション未収入金の増減額（ は増加）	65,854	89,975
たな卸資産の増減額（ は増加）	447,159	17,436
前渡金の増減額（ は増加）	200,093	201,695
仕入債務の増減額（ は減少）	745	4,368
オークション未払金の増減額（ は減少）	156,841	133,708
立替金の増減額（ は増加）	84,840	734
未払金の増減額（ は減少）	1,947	10,747
未払又は未収消費税等の増減額	36,941	48,141
その他	23,607	21,909
小計	981,641	192,451
利息及び配当金の受取額	325	197
利息の支払額	265	816
法人税等の支払額	1,360	1,360
営業活動によるキャッシュ・フロー	980,342	190,472
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	425,000	425,000
定期預金の払戻による収入	325,000	425,000
関係会社株式の取得による支出	-	15,000
有形固定資産の取得による支出	-	8,817
差入保証金の差入による支出	1,853	3,000
差入保証金の回収による収入	1,472	2,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	100,380	24,609
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	440,000	-
株式の発行による収入	7,525	14,158
自己株式の取得による支出	-	134,970
配当金の支払額	23,936	24,727
新株予約権の発行による収入	-	237
財務活動によるキャッシュ・フロー	456,411	145,300
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,590	7,922
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	418,959	28,484
現金及び現金同等物の期首残高	213,872	632,832
現金及び現金同等物の期末残高	632,832	661,316

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品  
個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 8年～15年  
車両運搬具 5年  
工具、器具及び備品 3年～15年

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。  
なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年6月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## (表示方法の変更)

## (貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「立替金」は、資産の総額の100分の1以下となったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「立替金」に表示していた2,928千円は、「その他」として組み替えております。

## (貸借対照表関係)

## 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
定期預金	300,000千円	300,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
短期借入金	- 千円	- 千円

## 2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関連によって増減いたします。

## 3. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
流動資産		
オークション未収入金	- 千円	77,063千円
その他	-	140
流動負債		
未払金	52	4,206

## (損益計算書関係)

1. オークション事業収入は、主に、オークション事業における落札及び出品に係る受取手数料収入並びにオークションにおける商品売上高であります。また、その他事業収入は、その他事業における商品売上高及び受取手数料収入等であります。

なお、当事業年度における事業部門別の取扱高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
オークション事業	2,719,838千円	2,582,669千円
その他事業	814,173	643,298
計	3,534,011	3,225,967

2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
関係会社への売上高	148千円	- 千円
関係会社への販売手数料	37,913	3,202

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年6月1日至平成24年5月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式(注)	58,079株	350株	-	58,429株
自己株式 普通株式	3,098株	-	-	3,098株

(注) 普通株式の増加350株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

## 2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残 高(千円)
		当事業年度 期首	当事業年度増 加	当事業年度減 少	当事業年度末	
平成22年第2回新株 予約権	普通株式	1,700	-	350	1,350	576
平成22年第4回ス トック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	4,398
合計		1,700	-	350	1,350	4,975

(注) 第2回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年8月30日定 時株主総会	普通株式	24,741	450	平成23年5月31日	平成23年8月31日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年8月30日 定時株主総会	普通株式	24,898	利益剰余金	450	平成24年5月31日	平成24年8月31日

当事業年度（自平成24年6月1日至平成25年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式（注1）	58,429株	640株	-	59,069株
自己株式 普通株式（注2）	3,098株	5,500株	-	8,598株

（注）1. 普通株式の増加640株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残 高（千円）
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
平成22年第2回新株 予約権	普通株式	1,350	-	-	1,350	576
平成25年第5回新株 予約権（注）1. 2	普通株式	-	2,970	100	2,870	229
平成22年第4回ス tock・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	4,832
平成25年第6回ス tock・オプション（注）3 としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,777
合計		1,350	2,970	100	4,220	7,416

（注）1. 平成25年第5回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 平成25年第5回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 平成25年第6回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年8月30日定 時株主総会	普通株式	24,898	450	平成24年5月31日	平成24年8月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年8月29日 定時株主総会	普通株式	10,094	利益剰余金	200	平成25年5月31日	平成25年8月30日

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
現金及び預金勘定	977,832千円	1,006,316千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	345,000	345,000
現金及び現金同等物	632,832	661,316

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にオークションの開催、運営を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に短期的な運転資金）を銀行借入により調達しております。一時的な余裕資金の運用は銀行預金に限定しており、それ以外の金融商品による運用やデリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるオークション未収入金及び売掛金は顧客の信用リスクに、晒されております。前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、不落札となった場合は顧客の信用リスクがあります。借入金は、主にオークションに係る運転資金の調達を目的としたもので、1年以内の償還としております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

オークション未収入金及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、落札代金の入金確認後に作品を引き渡すことによりリスク低減を図っております。前渡金はオークション出品者に対して、オークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、作品の預り及び販売委託契約締結後の支払を条件としており、リスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成24年5月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	977,832	977,832	-
(2) オークション未収入金	80,974		
貸倒引当金（ 1 ）	117		
差引	80,856	80,856	-
(3) 前渡金	272,775	272,775	-
(4) 敷金及び保証金（ 2 ）	28,209	26,277	1,931
(5) 長期未収入金	16,526		
貸倒引当金（ 3 ）	14,317		
差引	2,208	2,208	-
資産計	1,361,882	1,359,950	1,931
(6) オークション未払金	160,016	160,016	-
負債計	160,016	160,016	-

- 1 オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- 2 貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額6,457千円であります。
- 3 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成25年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,006,316	1,006,316	-
(2) 売掛金	65,994		
貸倒引当金( 1 )	98		
差引	65,895	65,895	-
(3) オークション未収入金	170,949		
貸倒引当金( 2 )	251		
差引	170,697	170,697	-
(4) 前渡金	71,079	71,079	-
(5) 敷金及び保証金( 3 )	41,601	39,533	2,068
(6) 長期未収入金	16,374		
貸倒引当金( 4 )	13,816		
差引	2,557	2,557	-
資産計	1,358,149	1,356,080	2,068
(7) 買掛金	5,672	5,672	-
(8) オークション未払金	293,724	293,724	-
負債計	299,396	299,396	-

- 1 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- 2 オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- 3 貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額5,472千円であります。
- 4 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)売掛金 (3)オークション未収入金 (4)前渡金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金及び保証金であり、資産除去債務に関する会計基準の適用による保証金の回収が最終的に見込めない金額を控除し、償還予定時期を見積り、一般に公表されているプライムレートで割り引いた現在価値により算定しております。

(6)長期未収入金

長期未収入金は、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、決算日における時価は貸借対照表価額から、現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(7)買掛金 (8)オークション未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式（貸借対照表計上額16,440千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(平成24年5月31日)

	1年以内(千円)
(1) 預金	977,832
(2) オークション未収入金	80,974
(3) 前渡金	272,775
合計	1,331,582

当事業年度(平成25年5月31日)

	1年以内(千円)
(1) 預金	1,004,112
(2) 売掛金	65,994
(3) オークション未収入金	170,949
(4) 前渡金	71,079
合計	1,312,135

## (有価証券関係)

## 子会社株式及び関連会社株式

1. 子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額16,440千円の内訳は子会社株式15,000千円、関連会社株式1,440千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関連会社株式3,390千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。
2. 減損処理を行った有価証券  
当事業年度において、関連会社株式について1,949千円の減損処理を実施しております。  
なお、減損処理にあたっては、期末における実質価額が貸借対照表計上額に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	29,400	28,950
(2) 退職給付引当金(千円)	29,400	28,950

(注) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)	当事業年度 (自平成24年6月1日 至平成25年5月31日)
退職給付費用(千円)	4,550	3,300
(1) 勤務費用(千円)	4,550	3,300

(注) 当社は、退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しているため、基礎率等について記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	2,778	3,677

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	平成22年第4回新株予約権による ストック・オプション	平成25年第6回新株予約権による ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 23名	当社の従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,400株	普通株式 1,260株
付与日	平成22年11月2日	平成25年2月5日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成22年11月2日 至 平成24年11月1日	自 平成25年2月5日 至 平成27年2月4日
権利行使期間	自 平成24年11月2日 至 平成27年11月1日	自 平成27年2月5日 至 平成30年2月4日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成22年第4回新株予約権による ストック・オプション	平成25年第6回新株予約権による ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	2,320	-
付与	-	1,260
失効	-	50
権利確定	2,320	-
未確定残	-	1,210
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	2,320	-
権利行使	540	-
失効	-	-
未行使残	1,780	-

## 単価情報

	平成22年第4回新株予約権による ストック・オプション	平成25年第6回新株予約権による ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20,414	44,000
行使時平均株価 (円)	69,372	-
付与日における公正な評価単価 (円)	2,715	9,545

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成25年第6回新株予約権によるストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第6回新株予約権
株価変動性	63.15%
予想残存期間	3.5年
予想配当	1.02%
無リスク利息率	0.101%

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の従業員の就業状況等を勘案し、権利確定数の見積数を算出しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金否認額	5,128千円	5,111千円
退職給付引当金否認額	10,466	10,309
未払事業税否認額	743	644
減価償却超過額	5,779	3,923
貸倒引当金否認額	5,142	5,047
棚卸商品評価損否認額	56,149	44,504
関係会社株式評価損否認額	6,055	6,749
資産除去費用否認額	4,122	4,473
繰越欠損金	50,598	40,105
その他	15,186	15,752
繰延税金資産小計	159,371	136,622
評価性引当額	99,060	82,685
繰延税金資産合計	60,311	53,937
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	60,311	53,937

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
法定実効税率	40.6%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	16.4	18.8
住民税均等割	2.3	1.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.1	-
評価性引当額	99.3	37.1
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7	21.1

## (持分法損益等)

	前事業年度	当事業年度
	(自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)	(自平成24年6月1日 至平成25年5月31日)
関連会社に対する投資の金額	3,390千円	1,440千円
持分法を適用した場合の投資の金額	3,102	1,440
持分法を適用した場合の投資利益の金額	971	1,690

## (資産除去債務関係)

前事業年度末(平成24年5月31日)

当社は、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金について、回収が最終的に見込められないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

当事業年度末(平成25年5月31日)

当社は、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金について、回収が最終的に見込められないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は美術品を中心としたオークションの企画・運営事業を展開しており、取扱作品、価額帯により近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part オークションを定期的開催しております。その他Bags/Jewelry&Watches、西洋美術及びワイン等のオークションを随時開催しております。また美術品等の直接取引を希望する顧客を仲介するプライベートセール事業を行っております。

したがって、当社は取扱品目、価額帯及び取引形態別のセグメントから構成されており、「近代美術オークション」、「近代陶芸オークション」、「近代美術Part オークション」、「その他オークション」及び「プライベートセール」の5つを報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表の作成方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数字であります。



3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前事業年度（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)2	合計
	近代美術 オークション	近代陶芸 オークション	近代美術Part オークション	その他 オークション (注)1	プライベート セール	計		
売上高								
外部顧客への売上高	367,845	50,409	62,309	201,727	467,962	1,150,255	209,192	1,359,448
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	367,845	50,409	62,309	201,727	467,962	1,150,255	209,192	1,359,448
セグメント利益	283,410	27,922	41,456	137,737	142,158	632,685	38,077	670,763
セグメント資産	230,659	534	31,840	22,549	86,235	371,819	60,100	431,919
その他の項目								
減価償却費	816	115	149	455	-	1,537	-	1,537

(注)1. 「その他オークション」の区分には、Bags/Jewelry&Watchesオークション、西洋美術オークション、ワインオークション、浮世絵オークション、その他オークションの結果を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、交換会等での販売及び貸会場事業等を含んでおります。

当事業年度（自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)2	合計
	近代美術 オークション	近代陶芸 オークション	近代美術Part オークション	その他 オークション (注)1	プライベート セール	計		
売上高								
外部顧客への売上高	424,236	64,248	61,483	150,641	425,281	1,125,890	122,719	1,248,610
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	424,236	64,248	61,483	150,641	425,281	1,125,890	122,719	1,248,610
セグメント利益	244,093	41,045	36,573	93,722	135,095	550,530	47,175	597,706
セグメント資産	164,179	221	11,086	76,751	-	252,238	100	252,338
その他の項目								
減価償却費	221	51	45	103	-	420	692	1,113

(注)1. 「その他オークション」の区分には、Bags/Jewelry&Watchesオークション、西洋美術オークション、ワインオークション、浮世絵オークション、その他オークションの結果を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、交換会等での販売及び宝飾品展示販売等を含んでおります。

## 4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	1,150,255	1,125,890
「その他」の区分の売上高	209,192	122,719
財務諸表の売上高	1,359,448	1,248,610

(単位:千円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	632,685	550,530
「その他」の区分の利益	38,077	47,175
全社費用(注)	625,671	560,900
財務諸表の営業利益	45,092	36,806

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	371,819	252,238
「その他」の区分の資産	60,100	100
全社資産(注)	1,272,685	1,473,031
財務諸表の資産合計	1,704,605	1,725,370

(注)全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現預金等の本社資産であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額(注)		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	1,537	420	-	692	5,494	3,116	7,031	4,229

(注)調整額は報告セグメントに帰属しない本社設備等に関する金額であります。

## 【関連情報】

前事業年度（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	アジア	その他の地域	合計
957,265	383,365	18,817	1,359,448

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
海外業者	243,371	プライベートセール他
国内業者	154,650	プライベートセール他

（注）当該顧客がオークションでの落札及びプライベートセールにて作品を購入した際の売上金額を記載しており、当該取引は一過性であります。

当事業年度（自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
国内法人	214,177	プライベートセール他
国内法人	209,523	プライベートセール他

（注）当該顧客がオークションでの落札及びプライベートセール等にて作品を購入した際の売上金額を記載しており、当該取引は一過性であります。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の関連会社

前事業年度（自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	Hong Kong	HKD 8,055,001	オークショ ン開催の企 画運営、美 術品売買	所有 直接21.1% (注) (19.0%)	役員の兼任	オークショ ン運営業務 の委託	92,611	オークショ ン未収入金	77,063

(注) 議決権等の所有割合の( )内は緊密な者の所有割合で外数であります。

## ( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
1株当たり純資産額	25,126.54円	25,387.30円
1株当たり当期純利益金額	1,393.79円	688.08円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1,357.96円	644.60円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	76,905	35,281
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	76,905	35,281
期中平均株式数(株)	55,177	51,276
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,456	3,459
(うち新株予約権)	(553)	(2,082)
(うちストック・オプション(新株予約権方式))	(903)	(1,377)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

## (重要な後発事象)

## 1. 第三者割当により発行される第7回新株予約権の発行について

平成25年5月30日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第7回新株予約権の募集を行うことを決議し、平成25年6月17日付で第7回新株予約権を発行し、同日発行価額全額の払込手続が完了しました。なお、その概要は以下のとおりであります。

## (第7回新株予約権の概要)

(1) 割当日	平成25年6月17日
(2) 新株予約権の総数	200個
(3) 発行価額	総額2,980,000円(新株予約権1個につき14,900円)
(4) 当該発行による潜在株式数	当社普通株式10,000株(新株予約権1個につき50株)
(5) 資金調達の額	655,480,000円(差引手取概算額:644,430,000円) (内訳)新株予約権発行による調達額:2,980,000円 新株予約権行使による調達額:652,500,000円
(6) 行使価額	1株当たり65,250円
(7) 募集又は割当方法(割当先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式
(8) 申込期日	平成25年6月17日
(9) 払込期日	平成25年6月17日
(10) 行使期間	平成25年6月17日より平成27年6月16日まで
(11) 資金使途	以下の目的のための資金に充当する予定 当社子会社であるエーパック株式会社による再生可能エネルギー関連事業 当社子会社であるシンワメディカル株式会社による医療機関向け支援事業 当社の戦略的在庫商品確保

## 2. 第8回新株予約権の発行について

平成25年5月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員ならびに当社子会社取締役に対し、第8回新株予約権を有償発行することを決議し、平成25年6月17日付で第8回新株予約権を発行し、同日発行価額全額の払込手続が完了しました。なお、その概要は以下のとおりであります。

## (第8回新株予約権の概要)

(1) 新株予約権の数	1,000個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,000株(新株予約権1個につき1株)
(3) 発行価額	総額640,000円(新株予約権1個につき640円)
(4) 行使価額	新株予約権1個当たり72,500円
(5) 割当日	平成25年6月17日
(6) 新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 5名(780個) 当社監査役 3名(70個) 当社従業員 1名(50個) 当社子会社取締役 1名(100個)
(7) 行使期間	平成25年6月17日から平成30年6月16日まで
(8) 行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満了日までに行使しなければならない。

## 3. 株式の分割及び単元株制度の採用について

平成25年7月16日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用を決議いたしました。なお、その概要は以下のとおりであります。

## (1) 株式の分割、単元株制度の採用の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年12月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行うとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資

単位の実質的な変更はありません。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成25年11月30日（土曜日）（但し、実質的には平成25年11月29日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

平成25年11月30日（土曜日）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

平成25年7月31日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

- ア．株式分割前の当社発行済株式総数 60,479株
- イ．今回の分割により増加する株式数 5,987,421株
- ウ．株式分割後の当社発行済株式総数 6,047,900株
- エ．株式分割後の発行可能株式総数 18,000,000株

上記の数値は、新株予約権の行使等によって変動する可能性があります。

分割の日程

基準日設定公告日 平成25年11月15日（金曜日）

基準日 平成25年11月30日（土曜日） 実質的には平成25年11月29日（金曜日）

効力発生日 平成25年12月1日（日曜日）

(3) 採用する単元株制度の概要

ア．新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

イ．新設の日程

効力発生日 平成25年12月1日（日曜日）

金融商品取引所における当社株式の売買単位は、平成25年11月27日（水曜日）より1株から100株に変更されます。

(4) 1株当たり情報

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の当事業年度の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	253円87銭
1株当たり当期純利益金額	6円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	6円44銭

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	97,372	3,266	828	99,810	89,296	2,261	10,513
車両運搬具	10,117	-	-	10,117	9,865	92	252
工具、器具及び備品	26,260	5,551	380	31,431	26,077	1,876	5,353
有形固定資産計	133,751	8,817	1,208	141,359	125,239	4,229	16,120

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 (注1)	14,443	235	-	501	14,177
賞与引当金	13,495	13,452	13,495	-	13,452
役員賞与引当金 (注2)	16,423	14,982	16,422	0	14,982

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額」の「その他」は、個別貸倒引当金の回収による戻入額であります。

2. 役員賞与引当金の「当期減少額」の「その他」は、端数差額の調整による戻入額であります。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。



## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,204
預金	
普通預金	599,754
定期預金	373,950
別段預金	27,157
郵便貯金	3,249
小計	1,004,112
合計	1,006,316

## 売掛金

明細	金額(千円)
個人顧客	140
美術商	90
一般法人顧客	10
海外顧客	65,754
合計	65,994

(注) 明細については、相手先の金額が少額であり、かつその件数が多数であるため記載を省略しております。

## オークション未収入金

明細	金額(千円)
個人顧客	38,361
美術商	6,151
一般法人顧客	24,227
海外顧客	102,209
合計	170,949

(注) 明細については、相手先の金額が少額であり、かつその件数が多数であるため記載を省略しております。

## 商品

事業名	金額(千円)
近代美術オークション	16,371
近代陶芸オークション	123
近代美術Part オークション	0
その他オークション	3,776
プライベートセール	-
その他	202,481
合計	222,753

## 前渡金

明細	金額(千円)
個人顧客	197
美術商	70,882
合計	71,079

(注) 明細については、相手先の金額が少額であり、かつその件数が多数であるため記載を省略しております。

## 買掛金

明細	金額(千円)
個人顧客	850
一般法人顧客	4,822
合計	5,672

(注) 明細については、相手先の金額が少額であり、かつその件数が多数であるため記載を省略しております。

## オークション未払金

明細	金額(千円)
個人顧客	58,121
美術商	116,375
一般法人顧客	65,472
海外顧客	53,754
合計	293,724

(注) 明細については、相手先の金額が少額であり、かつその件数が多数であるため記載を省略しております。

## (3) 【その他】

## 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	97,079	492,767	593,336	1,248,610
税引前四半期(当期)純利益 金額又は税引前四半期純損失 金額( )(千円)	82,122	3,101	61,293	44,725
四半期(当期)純利益金額又 は四半期純損失金額( ) (千円)	83,119	273	69,204	35,281
1株当たり四半期(当期)純 利益金額又は四半期純損失金 額( )(円)	1,507.12	5.21	1,340.42	688.08

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額( )(円)	1,507.12	1,673.51	1,393.80	2,080.45

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	単元株制度を採用していません
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.shinwa-art.com/">http://www.shinwa-art.com/</a>
株主に対する特典	なし

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第23期）（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）平成24年8月31日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年8月31日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第24期第1四半期（自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日）平成24年10月12日関東財務局長に提出。

第24期第2四半期（自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日）平成25年1月11日関東財務局長に提出。

第24期第3四半期（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）平成24年4月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成24年9月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年9月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年12月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

平成25年5月30日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成24年8月1日 至 平成24年8月31日）平成24年9月6日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 8月30日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 車田英樹 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鹿目達也 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成25年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年5月30日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年6月17日付で第7回新株予約権を発行している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年5月30日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年6月17日付で第8回新株予約権を発行している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月16日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の平成24年5月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年8月31日付けで無限定適正意見を表明している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンワアートオークション株式会社の平成25年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、シンワアートオークション株式会社が平成25年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が財務諸表に添付する形で、別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。